

松山市雇用調整助成金 申請等手数料補助金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-1844

◇松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金等の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合に要した経費の一部を補助する制度です。

◇補助対象者

■以下の条件を全て満たすこと

1. 中小企業事業主であって、市内に事業所を有していること（※下表参照）
2. 国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金を含む）について、愛媛労働局長の支給決定を受けていること
3. 松山市税の滞納がないこと

※中小企業事業主の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額		常時使用する 労働者数
小売業	5千万円以下	又は	50人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

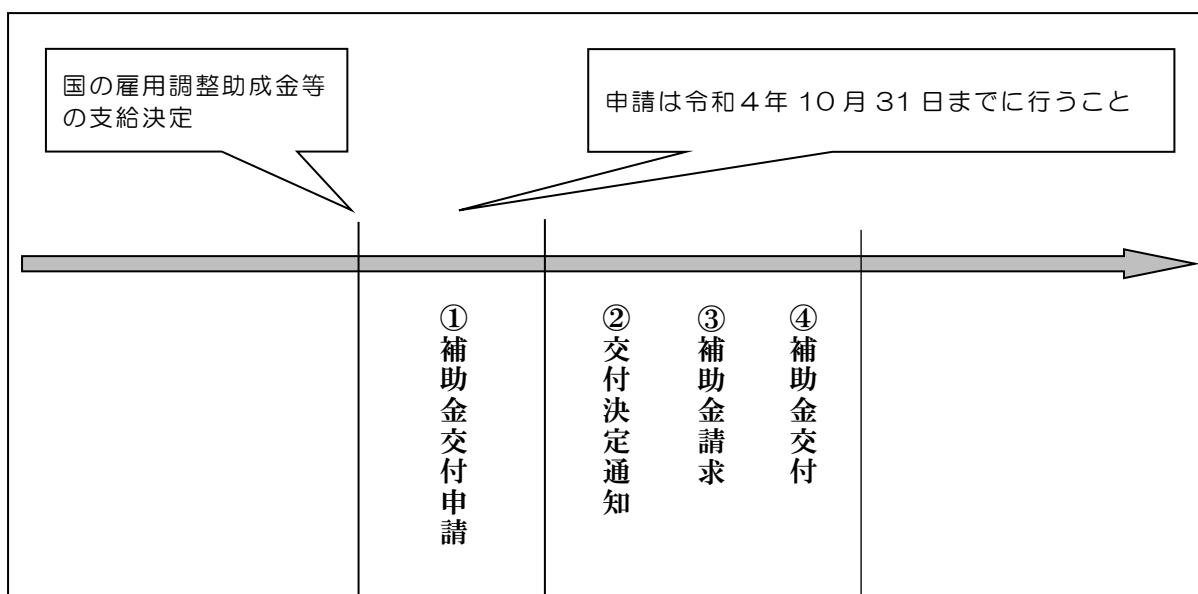
※医療法人や社会福祉法人、NPO法人なども対象です。

◇対象経費・補助額

対象 経費：・国へ提出する雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費
・雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
・その他市長が必要と認めた経費

補 助 額：対象経費の1/2以下の額 ※千円未満切捨て
ただし、10万円を限度とし、申請は1回限りとする

◇申請の流れ



①交付申請（国の支給決定後，必要書類を提出してください）

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ①松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書（様式第1号）
- ②雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し（**通知日が令和4年4月1日以降のもの**）
※申請に添付いただく「雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し」は、**国の特例期間分が対象**です。
- ③雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（新型コロナウイルス感染症関係）及び休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（新型コロナウイルス感染症関係）の写し（提出した場合）
- ④社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請に係る契約を証するものの写し
- ⑤社会保険労務士への支払が確認できる書類
- ⑥市税の完納証明書
- ⑦請求書

②交付決定通知（市から通知します）

③補助金の交付（市から指定口座に入金します）

＜留意事項＞

- ・事業は2過年度以上にわたらないものを条件とします。
- ・令和4年10月31日（月曜日）までに申請ください。
- ・予算がなくなり次第締め切る場合があります。